限定承認公告

本籍東京都足立区江北七丁目一二番、最後の住所横浜市港北区錦が丘二一番九号さくらコーポ二〇二号室　被相続人　亡　西澤　敬子

右被相続人は平成二十二年九月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年二月九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

横浜市港北区錦が丘二一番九号さくらコーポ二〇二号室　限定承認者　西澤　英幸

限定承認公告

本籍神奈川県座間市相模が丘四丁目三六番、最後の住所神奈川県座間市相模が丘四丁目三六番一一号　被相続人　亡　小林　英元

右被相続人は平成二十二年十一月四日死亡しその相続人は平成二十三年二月十日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

神奈川県相模原市南区相模大野五丁目二六番一一号第二和田ビル二階

相続財産管理人小林淑子

代理人弁護士　徳永　勝

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市磯子区森一丁目五番、最後の住所神奈川県横浜市磯子区森一丁目五番二一―七二五号　被相続人　亡　髙橋　功

右被相続人は平成二十二年十月十一日死亡し、その相続人は平成二十三年二月十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

神奈川県横浜市磯子区森二丁目一四番七号

サニーフォレスト磯子三〇三号

相続財産管理人　髙橋　光子

限定承認公告

本籍京都府福知山市字大呂一一〇七番地、最後の住所本籍地に同じ

被相続人　亡　加藤　保雄

右被相続人は平成二十二年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年二月九日京都家庭裁判所福知山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

京都府福知山市字大呂一一〇七番地

限定承認者　加藤　正和

京都府舞鶴市字南田辺四〇番地四

右限定承認者代理人　弁護士　小林　義和

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十三年三月二十五日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

合同会社インダストリアル茜浜

受託者

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十二年十二月二十二日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

不動産投資顧問部

電話番号　〇三―三二七四―九〇八二

平成二十三年二月二十二日

受託者　東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　野中　隆史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十三億円減少し二十七億円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十八日

掲載頁　一五九頁（号外第一二八号）

平成二十三年二月二十二日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号

クールスプリングインベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千八百九十五万円減少し、金七億三千五百三十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月二十三日であり、社員総会の決議は平成二十三年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年九月十三日

掲載頁　九十四頁（号外第一九三号）

平成二十三年二月二十二日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ケーエイチディー特定目的会社

取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十三年二月十七日（号外第三十一号）掲載の資本金の額の減少公告及び左記会社に係る第三十五期決算公告（枠組）中、株主資本「△1,012」とあるは「△1,013」、「効力発生日は平成二十三年三月二十二日」とあるは「効力発生日は平成二十三年三月二十三日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年二月二十二日

福島県いわき市小名浜字渚廻一三番地の五

株式会社小名浜船舶鉱業

代表取締役　西山　久樹

訂正公告

平成二十三年二月三日掲載の合併公告中、「甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。」とあるのを削除します。

平成二十三年二月二十二日

富山県富山市牛島新町五番五号

（甲）株式会社インテック

代表取締役　金岡　克己

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号

（乙）日本システム技術株式会社

代表取締役　二階堂　博

東京都江東区新砂一丁目三番三号

（丙）株式会社インテックシステム研究所

代表取締役　鈴木　良之

正　誤

平成二十二年九月二十七日総務省告示第三百四十六号（特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十二年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件）

（原稿誤り）

五ページ上段表中

「	弥富市	○・二一六七
	海部郡飛島村	○・一一一七 」
は		
「	弥富市	○・一一一七
	海部郡飛島村	○・二一六七 」
の、		
「	海南市	○・五八三八
	有田市	○・四一六二 」
は		
「	海南市	○・五八三七
	有田市	○・四一六三 」
の		

誤り。

平成二十三年二月十八日（号外第三十二号）掲載の（甲）株式会社ジェー・ティ・ピー、（乙）株式会社シンクタンクに係る合併公告及び株式会社ジェー・ティ・ピーに係る決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

合併公告中、「（甲）株式会社ジェー・ティー・ピー」とあるは「（甲）株式会社ジェー・ティ・ピー」に、株式会社ジェー・ティ・ピーに係る決算公告中、「**株式会社ジェー・ティー・ピー**」とあるは「**株式会社ジェー・ティ・ピー**」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十二日付第三四号九二十七日付参会第二号一六

六ページ●同日付政府調達第三四号二四ページ●一月

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）